

東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

報 告 書

平成24年8月

東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

目 次

はじめに	1
1 見直しの背景	2
2 使用料の見直しのポイント	2
3 体育施設	7
4 無料施設	8
5 減額・免除	10
6 見直しの周期	12
7 公共施設等整備基金への積み立て	13
8 激変緩和措置	13
9 パブリックコメントのご意見及び検討委員会の考え方	14
10 委員の個別意見	27
おわりに	28
参考資料	
(1) 東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会委員名簿	29
(2) 東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会設置要綱	30
(3) 東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会開催経過	33
(4) 調査及び検討事項について	34
(5) 検討委員会で検討した各施設の条例及び施行規則	35
(6) 検討委員会で検討した使用料が無料の施設及び関連する条例	36

はじめに

地震や放射能、医療、社会保障、消費の増税など危険や不安がいつぱいな時代の真っ只中に、今私たちはいる。

政治、経済、生活のあらゆる分野に地殻変動が起こっている。今まで確かだったもの、不変と思われていたものも大きく揺らいでいる。これからどうなるのか、どうしていかなければならないのかも定かでなく、様々な論議の中にある。これまでの考えやあり方を変えるべきものに、的確な手を早急に打つことが求められている。

私たち「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会」委員も時代の潮流を切々と感ずるものがあり、本市の施設使用料のあり方の検討にあたり、過去の行きがかりを捨て、情に流されることなく真実のみに立脚して時代の要請に即した公平公正で、かつ市民の立場、なかんずく、施設を利用する人の立場に立って委員一人ひとり現実的で責任のある——つまり、将来を見定めた具体的で実現の可能性があり、効果が期待できる結論を見出すべく努力した。

本市の財政状況は、長引く景気低迷と超高齢社会を背景に社会保障関係費の増加、そして担税世代の減少に伴う市税収入の落ち込みにより硬直化が進んでいる。

これまでも、定員適正化による人件費抑制や指定管理者制度の導入を始めとする公共サービスの民営化、内部管理経費の節減など多角的に行財政改革に取り組んできたが、厳しい財政状況からの脱却には至っていない。

更には、学校施設を始めとする各地域の公共施設の老朽化が進み、今後は多額の改修・補修経費の増加が懸念される状況下にあって、市行政は、今般の社会情勢変化を的確に把握するとともに、将来的視点から先見の明をもって、より一層の改革・改善努力にまい進していくことが、将来に負担を残さない安定した健全な財政運営にやがて繋がっていくものと考えている。

さて、平成23年12月16日、当検討委員会に対し、市長より「東久留米市公共施設使用料のあり方について」検討の要請を受ける。私たち委員は限られた時間的制約のなかで、総力をあげて本市が徴収する公共施設の使用料の適正な受益者負担のあり方についての現状や問題点を仕分けし、質疑し、熱く議論し、真摯に検討した結果、「公共施設の利用に関し、公平公正な受益者負担を基本理念とする」との結論を得た。この結論を各委員の総意として、ここに報告するものである。

この報告が、今後の本市の公共施設の使用料のあり方に十分活かされることを真に願ってやまない。

東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会

委員長

佐藤柳次郎

当検討委員会の結論、経緯について以下に述べる。

1 見直しの背景

東久留米市の公共施設使用料は、平成7年2月に検討委員会から提出された報告書を踏まえ、平成7年10月に改定されて以来、一部の施設を除き、現在まで見直しが行われていない。その後、平成11年に市民参加による検討が行われ報告書が提出されたものの見直しまでには至っていない。

今般、平成23年度施政方針に示された歳入確保の視点から公共施設使用料のあり方について当委員会に対し検討、報告を求められた。検討に当たっては、平成23年12月に報告されている庁内検討委員会報告書を基本に検討を行うこととした。

なお、市長からの調査及び検討事項の対象施設ではないが、検討を行ってきた中で、無料施設については、公平性の観点から検討しなければいけない事項と判断し、検討を行うこととした。

2 使用料の見直しのポイント

使用料の検討に当たっては、共通業務運用指針の基本原則を前提とした庁内検討委員会報告書の内容を確認し、受益者負担の適正化に向けた施設使用料の見直しのポイントを3つに絞り検討を行った。

(1) 個別による料金単価の設定か同一の料金単価の設定か

平成7年2月の東久留米市施設使用料等のあり方検討委員会報告書では、各施設の会議室等の原価（人件費などの維持管理経費）に統一性がないことから、全ての施設のトータル原価及び面積を使い、平均単価を算出し、全ての施設同一の料金単価（会議室5.5円/㎡時間、ホール8.0円/㎡時間）を設定する方法が取られ、現在徴収している使用料は、この料金単価が用いられている。

しかし、共通業務運用指針においては、個別設定の原則が示されており、当検討委員会では、まず始めに、この検討を行うこととした。

会議室等の使用料単価を個別に設定した場合は、試算結果から見ても各施設によって使用料に大きな差が発生するケースが想定できる。各施設を市民の方々が利用する際に、個々の施設によって差が生じるということは、施設間に格差を生じさせ、利用する市民の視点で考えると、利用の片寄りも懸念される。これらのことを勘案すると、施設によって、維持管理経費等に違いはあるものの、市民が会議室等を利用する視点から考えると、負担する料金が大きく異なるということとは、好ましいこととは言い難い。

従って、当検討委員会としては、「共通業務運用指針」の原則とは異なる結果となるが、全ての施設のトータル原価及び面積を使い、平均単価を用いた同一単価とすることが妥当であるとの結論に至った。

(2) 原価の把握と範囲

共通業務運用指針では、受益者負担設定の原則の中の供給原価の把握の原則では、適正な受益者負担額を設定するためには、人件費を含めたサービスの供給に要する費用を正確に把握し総コストを算出することが必要と述べられている。

また、平成7年の検討委員会での原価に対する考え方は、会議室を有する施設にあっては、経常的維持管理費の範囲として、物件費を始め、維持管理・補修費、機械設備の交換等の恒常的な経費のみが対象となっているが、平成23年12月の庁内検討委員会報告書では、これらの経費に減価償却費や土地借り上げ料を加算する方式が示されていることから、当検討委員会において議題として取り上げ、検討を行った。

減価償却費については、「算入することは可能としながらも、市の施策により目的をもって建てられたものである」ことを理由に、これまで原価への算入はしていなかったが、当検討委員会では、民間企業ならば算入することが当然の考え方であり、一方で、今後更に、施設の老朽化は進み、これに伴う改修、補修にかかる経費の増加が懸念されることや、総コストの算出の観点からも、減価償却費を原価に算入することが妥当とした。

また、テニスコートなどの施設における土地借り上げ料についても同様の考え方に立ち、施設を利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点からも、総コストの中の維持管理経費として算入すべきとの結論に達した。

なお、市が無償で土地を借りている施設の場合は、固定資産税が免除されていることから、単価の算定に当たっては、公租公課相当額を算入するものとした。

また、現在、生涯学習センターなどのホールの原価には人件費が加味されていない。よって、共通業務運用指針に基づき、ホールの原価についても、会議室等と同様の取り扱いとすることが必要であり、人件費を含めるべきとの結論に達した。

以上の検討結果により、当検討委員会の結論としては、各施設の会議室及びホール、野球場、テニスコート等の使用料単価の算出方法は、次のとおり見直しを行うことが妥当と結論付ける。

現在の㎡（面）時間あたりの単価算出式

★会議室等の㎡時間あたりの単価算出式

（経常的維持管理費＋人件費）

$$\text{単価} = \frac{\text{（経常的維持管理費＋人件費）}}{\text{全体総面積} \times \text{年間平均利用可能日数} \times \text{1日平均利用可能時間}}$$

★ホールの㎡時間あたりの単価算出式

経常的維持管理費

$$\text{単価} = \frac{\text{経常的維持管理費}}{\text{貸出可能面積} \times \text{年間平均利用可能日数} \times \text{1日平均利用可能時間}}$$

★野球場・テニスコートの面時間あたりの単価算出式

（経常的維持管理費＋人件費）

$$\text{単価} = \frac{\text{（経常的維持管理費＋人件費）}}{\text{貸出面数} \times \text{年間平均利用可能日数} \times \text{1日平均利用可能時間}}$$

見直し後の㎡（面）時間あたりの単価算出式

★会議室等の㎡時間あたりの単価算出式

$$\text{単価} = \frac{\text{(経常的維持管理費} + \text{人件費} + \text{減価償却費)}}{\text{全体総面積} \times \text{年間平均利用可能日数} \times \text{1日平均利用可能時間}}$$

★ホールの㎡時間あたりの単価算出式

$$\text{単価} = \frac{\text{(経常的維持管理費} + \text{人件費)}}{\text{貸出可能面積} \times \text{年間平均利用可能日数} \times \text{1日平均利用可能時間}}$$
$$+ \frac{\text{減価償却費}}{\text{全体総面積} \times \text{年間平均利用可能日数} \times \text{1日平均利用可能時間}}$$

★野球場・テニスコートの面時間あたりの単価算出式

$$\text{単価} = \frac{\text{(経常的維持管理費} + \text{人件費} + \text{土地借り上げ料)}}{\text{貸出面数} \times \text{年間平均利用可能日数} \times \text{1日平均利用可能時間}}$$

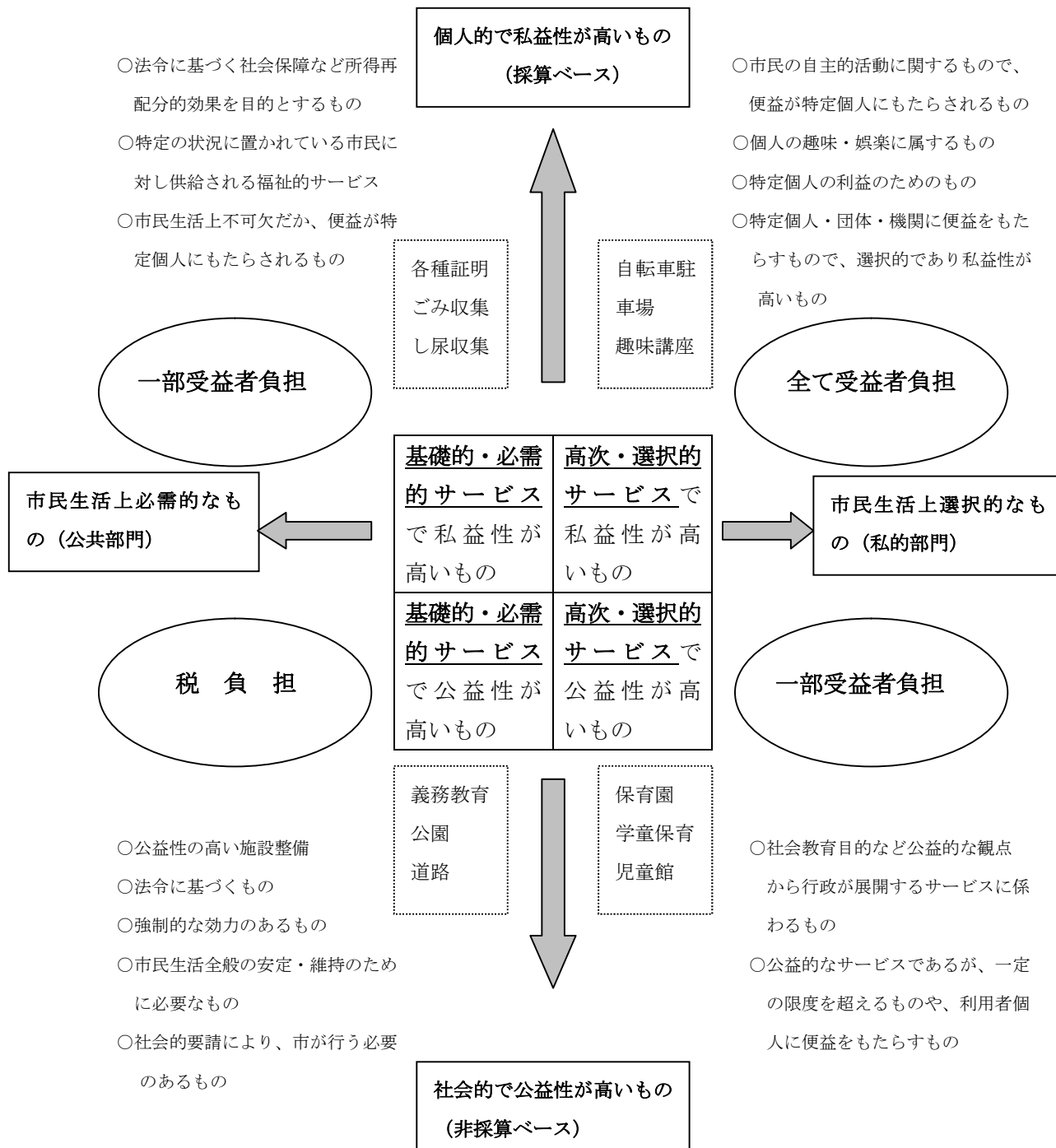
(3) 共通業務運用指針による負担割合の設定

共通業務運用指針に示す公共負担と受益者負担の関係を踏まえ、施設個々のケースに応じた負担割合について検討を行った。その結果、公共性の強弱に若干の違いがあったとしても、当検討委員会の検討対象となる各公共施設の利用といった行政サービスに関しては、義務教育や公園、道路といった市民生活全般の安定・維持のために必要な、市民生活上必需的な公共部門とは異なり、市民が生活する上で、私的部門であることに変わりはない。

また、施設の利用は、特定の人が一定の時間帯その施設を占有して使用することから、私的便益がもたらされるものであり、使う人と使わない人との公平性の観点などを考え合わせれば、公共施設の利用は「選択的」であり、なお且つ、「私益性」は強いものと解され、全て受益者負担とすることが妥当であるとの結論に達した。

【東久留米市共通業務運用指針（抜粋）】

行政サービスの類型による負担区分の原則



【東久留米市公共施設使用料等庁内検討委員会報告書（抜粋）】

類 型	選択的	やや選択的	やや必需的	必需的
	特定個人・団体・機関に便益をもたらすもので選択的であり、私益性が高いもの 市民の自主的活動に関するもので、便益が特定個人にもたらされるもの 日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観に応じて、選択的に利用する施設		市民生活全般の安定・維持のために必要なもの 市民が日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設	
	市場的	やや市場的	やや非市場的	非市場的
	私益性	やや私益性	やや公益性	公益性
	民間による提供が期待できる施設		民間による提供が困難な施設	
共通業務運用指針	高次・選択的のサービスで私益性が高いもの	高次・選択的のサービスで公益性が高いもの	基礎的・必需的のサービスで私益性が高いもの	基礎的・必需的のサービスで公益性が高いもの
	全て受益者負担	一部利用者負担		税負担

3 体育施設

(1) スポーツセンター

平成11年の検討委員会の報告書では、平成12年オープンとなることから、「総合的な核となる社会体育施設として、市民の健康づくり、体力づくりに、更には本市のスポーツ活動の振興と発展に大きく寄与することになるだろう」とした上で、①近隣市の類似施設を参考に設定する。②一定期間後、経常的維持管理費を基にそのあり方を検討する。と述べられており、この2つの基本的考え方を確認したに留まっている。

スポーツセンターがオープンしてから10年以上が経過する中、指定管理者制度も導入され、ここで改めて平成22年度の維持管理等に係る経費を基に、現在の算定方法を用いて再算定を行い、現行の使用料体系が適切なものかどうか検討を行った。また、再算定の際には、総コストの算出の観点から減価償却費を加算し比較・検討を行った。

その結果、減価償却費を含めずに再算定した使用料については、現状の使用料と大きく乖離する施設は見当たらなかったが、一方で、減価償却費を含んで算定した結果と比較すると、現在の使用料から上昇する箇所が多く現れ、見直し幅にも大きな違いが発生することがわかった。このことから、当検討委員会としては、減価償却費を含めて平成23年度の維持管理経費で使用料を算定するものとするが、実際の使用料の設定の際は、利用率の低下を招かないように

考慮する必要がある。

(2) 青少年センター

共通業務運用指針に基づき、人件費を含めたサービスの供給に要する総コストを原価として、貸出可能日数と貸出面積に応じた算出方法とする。

(3) わくわく健康プラザ体育室

体育室の現在の使用料は、スポーツセンターの第2体育室を参考にして、使用料設定を行った経緯がある。当検討委員会としては、この算出方法を尊重するとともに、今回の使用料の見直しに当たっては、スポーツセンターの第2体育室の使用料の見直しに連動して見直すこととする。なお、使用料の設定の際には、スポーツセンターと比べ、空調やシャワー室など設備面における違いを考慮することが必要である。

(4) 学校開放（教室、体育館、校庭）

学校施設の現在の使用料は、利用する時間当たりの電気料のみを算出し、使用料設定を行った経緯がある。しかし、共通業務運用指針に基づき、人件費を含めたサービスの供給に要する総コストを原価とする必要があることから、学校開放に係る経費として電気代、保険料、巡回委託料、上下水道使用料、人件費を原価とすることとし、体育館については減価償却費を含めることとする。

ただし、これらの経費の算出に当たっては、授業実施時間帯に係る経費を除く必要があるが、その方法は以下のとおりとする。

- ① 原価を教室、体育館、校庭の利用申請数で按分
- ② ①の結果を授業時間と開放時間とで按分
- ③ ②の結果を総利用可能時間で割り、1時間あたりの使用料を算出

4 無料施設

(1) 各運動広場

東部、西部、南町の3箇所の運動広場は、青少年の健全育成と高齢者の健康増進を主目的に多目的広場として利用されているが、現在のところ使用料の徴収は行っていない。

利用者の受益享受の観点からも、また、使用料を徴収している他の運動施設と利用状況を比べても、使用料を無料にしておく理由は見当たらない。よって、当検討委員会としては、これらの3箇所の運動広場については、有料化の方向で検討すべきとの結論に達した。

使用料の設定に当たっては、野球場及びテニスコートの算出方法に準じるこ

ととする。よって、原価には人件費及び土地借り上げ料も含まれる。ただし、3箇所施設の施設には、利用形態や面積に違いがあるので、十分勘案する必要がある。

(2) 各ゲートボール場

市内5箇所にあるゲートボール場は、高齢者の健康増進を目的として設置されてきたため、使用料の徴収は行っていない。

今回、使用料を徴収することになれば、新たに維持管理経費などの支出が見込まれる。一方で使用料収入については、初めての使用料の設定は低額な料金とすべきかどうか、使用料を徴収した場合の利用者数の変化、減額・免除規定を設けるかどうかなどを勘案する必要があるため、現時点で見込むことは難しいが、使用料収入で新たに増加する経費を賄い切れない可能性も考えられる。

この施設は、高齢者の健康増進を目的として設置され、無料で貸してきた背景がある中で、今後、高齢者に対し一定の負担を求めることへの意見は様々存在するとは思われるが、超高齢社会に突入した現代社会において、施設を利用する構成員も大きく変化してきている。また、利用しない人との負担の公平性を鑑みるとゲートボール場だけが特化して無料とすることの理由は見当たらない。よって、当委員会としては、ゲートボール場についても有料化の方向で検討すべきとの結論に達した。

使用料の設定に当たっては、野球場及びテニスコートの算出方法に準じることとする。よって、原価には人件費及び土地借り上げ料も含まれる。ただし、使用料の設定の際は、利用率や行政サービスの低下を招かないよう考慮する必要がある。

また、将来的視点に立ち、より一層の市民サービスが展開できるよう、この施設の機能や形態等について、今後十分検討することを求めるものである。

(3) 白山調整池

白山調整池は、本来、雨水貯留機能としての役割を有している。実際、雨が降った場合、使用ができないことが多く、貸し出しを行うだけの整備等は行っていないため、常時利用することはできない。このような現状を踏まえると、利用者から使用料を徴収することは好ましくない。

このため、雨水調整池としての機能を損なわない範囲での暫定利用は行ってはいるが、使用料の徴収は行わないとの結論に達した。

(4) 野外訓練施設

野外訓練施設は、スポーツ振興法（現在スポーツ基本法）により、キャンプ活動やレクリエーションなど、野外活動の普及奨励を目的として設置されたも

のであるため、水道やかまどの設備が設置されている。現在の申請者数から利用率は高いとは言えない状況にあり、使用料を徴収した場合、利用者が更に減少することが懸念される。しかしながら、受益者には適正な負担を求めるという基本原則に立ち、有料化の方向で検討すべきとの結論に達した。

使用料の設定に当たっては、野球場及びテニスコートの算出方法に準じることとする。よって、原価には人件費も含まれる。ただし、使用料の設定の際は、利用率や行政サービスの低下を招かないよう考慮する必要がある。

(5) 地区センター内の浴場

市内の各地区センターは、老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について(昭和五二年八月一日)(社老第四八号)(各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通達)において、「四 利用料 老人福祉センターの利用は、原則として無料とする。ただし、必要により費用を徴収する場合にあっては、当該利用に直接必要な経費以下の額とし、地方公共団体が運営する場合にあっては、条例において規定し、その他の団体が運営する場合にあっては、運営規程等において規定するものとする。」と規定されている。

このことから、本市では、上記の通達に沿い使用料を徴収していないのが現状である。現在、東京都多摩26市の中では1市のみが徴収している。よって、当検討委員会としては、当該利用者は利用するに当たり直接必要な経費について一定程度の負担はすべきであると結論付けることとし、議論の集約として、使用料の徴収に向けた検討を求めることとする。

5 減額・免除

当検討委員会では、共通業務運用指針及び庁内検討委員会報告書を踏まえ検討を行った。現在の減額・免除の制度は、福祉関係団体や施設の設置目的に合致した団体等に適用され、市民の活動の場として、社会参加が促され、社会に貢献してきたものであり、また施設の利用率の向上、行政サービスの向上にもつながってきたものである。

しかし、この結果、施設ごとに減額・免除規定の内容が異なり、市民に分かりにくい状況が生まれ、利用する人としらない人の公平性が大きく損なわれている状況が見受けられる。

本来、施設の使用料は、施設を利用する市民の方々が等しく負担して頂くことが、利用しない市民の方々と公平の観点からも必要なことであると考えている。

これらのことから、当検討委員会としては、後年度の負担も考慮し、利用する方には一定の負担をして頂くという強い気持ちを持ち、また、高齢者や障害者などの経済的負担をも十分念頭に入れ、見直しの検討を行ってきた。

その結果、基本的な考え方及び減額・免除の見直し案について以下に示すこととし、実際の規則等の見直しの際は、この考え方を尊重し、適正な見直しを行っていくことを求めるものである。

また、減額・免除の規定は、「あくまでも特例の扱い」といった基本的な考え方に即した見直しをすべきことの認識を持たなければならないことは言うまでもないが、今回の減額・免除の見直しの検討を進める中で、地域社会に貢献しているなど、より公共性の高い活動が、減額・免除の規定から外れる恐れがあることがわかった。こうした個々の活動は市にとって貢献度が高く、除外することは好ましくない。そのため、全庁的な共通事項の減額・免除の規定は整理を行い、「市長等が特に認める場合」についての規定は、削除しないこととし、いかようにも解釈できないことがないように、個別の規則等において減額・免除すべき事項を列挙する方法により、この課題解消を図ることができると考えた。

当検討委員会では、実際の見直しの際は、前述した方法を用いるなどして、地域社会に貢献し、公共性の高い活動については、減額・免除となるよう配慮することを求めるものである。

【減額・免除規定の基本的な考え方】

- 東久留米市共通業務運用指針の受益者負担の適正化指針に規定する「行政財産の使用料の減額及び免除」に関する考え方に鑑み、使用料の減額及び免除についてはあくまでも特例の扱いとすることを前提とする。
- 減額・免除制度を適用することにより、本来的な負担の公平性が損なわれることのないよう、規定は利用対象者や施設によって異なることなく、可能な限り統一化を図ることとする。
- 施設特有の減額・免除規定のうち当該施設の設置目的と合致しない趣旨の団体等への適用は見直すこととする。
- 抽象的な文言により、いかようにも解釈できる減額・免除規定は見直すこととする。
- 指定管理事業者が主催する事業及び市が委託している事業については、市の主催事業と同様の扱いとし、免除規定を新規に設けることとする。

【減額・免除規定の見直し案】

■ 主催

- (1) 市（教育委員会等を含む）が主催して施設を使用するときは、免除とする。
- (2) 指定管理事業者が主催する場合は、免除とする。

■ 公益

- (1) 官公署が公共又は公共的な目的のために利用するときは、免除とする。

■ 福祉対策関係団体等

- (1) 老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、児童福祉法の各対策に関連する団体が使用するときは、減額とする。
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する者及びこれらの者の介護者については、障害者基本法第24条の「経済的負担の軽減」の規定により使用料を免除とし、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関連する支援を行う団体についても同様とする。

■ 社会教育関係

- (1) 教育委員会が認める文化団体又はスポーツ団体の連合組織が広く市民を対象とした行事又は大会に使用するときは、免除とする。
- (2) 教育委員会が認める文化団体又はスポーツ団体の連合組織に加入する団体が普及活動のために施設を使用するときは、減額とする。

■ その他

- (1) 法律の命令にもとづく規定により使用するときは、免除とする。
- (2) 市長が特に認めたとき、及び教育委員会が特別の理由があると認めたときの減額・免除規定は、今回の見直しの減額・免除の規定からもれた地域社会に貢献しているなど、より公共性の高い活動（活動については、具体的に記載する）を免除とするため、残すこととする。

6 見直しの周期

共通業務運用指針の中では、住民の一時的な負担の増大を避けるため、原則として4年周期となっている。当検討委員会としても、これを尊重し、原則として4年周期で見直しを行うべきとの結論に達した。

7 公共施設等整備基金への積み立て

市内の各公共施設は、築年数の経過とともに老朽化が進み、今後も維持補修費が増加していくものと考えられる。しかし、現在の市の厳しい財政状況から鑑みると、今後増え続けると予測される維持補修費に対し優先的に財源を充てることは大変難しい状況である。そのため、庁内検討委員会報告書の中でも、使用料算定の見直し、減額・免除制度の見直しの結果、使用料収入が増収となった場合は、公共施設等整備基金に積み立て、後年度の維持補修経費に使用できる取り扱いとすることも検討すべきであると示されており、当検討委員会においても議題に挙げ検討を行った。

今回の検討の中で、各公共施設の老朽化、維持管理費用の確保の面で課題が多いことが確認された。このため、今後は使用料について、公共施設等整備基金に積み立てを行い、今後の施設の維持補修など用途を明らかにすることで、利用者の理解を得ることも必要であると思慮するものである。

8 激変緩和措置について

今回の施設使用料の見直しに当たり、今後、各所管では、平成23年度の決算等の数値を用いて再算定を行い、使用料が決定されることになるが、その結果、施設によっては、現在の使用料と大きく変わり、急激な上昇の可能性も考えられる。また、この場合、利用率の低下や施設間での利用状況の偏りも予測される。

これらがもたらす市民への影響を配慮し、極端な使用料増とならないよう、一定の上限を定め、激変緩和措置を講じることも必要である。

9 パブリックコメントのご意見及び検討委員会の考え方

- (1) 東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会報告書（素案）に対するパブリックコメントで頂いたご意見
 (平成24年7月18日～8月6日実施)

	ご意見
1	<p>(1) 原則として受益者負担であり、使用料負担はやむをえない。税金で負担することは、利用しない人にとっては、不公平。利用すればと問えば、なかなか予約できない。</p> <p>(2) 施設利用者のサークル、団体なども、会費等を徴収しており、支払能力はある。</p> <p>(3) 民間の指定管理者に移管した段階で、有料化を覚悟していたと思いますが、有料化の話が出てこない。早くやるべき。</p> <p>(4) 近隣市（西東京、東村山、清瀬、小平）の有料化の状況を把握、市民への説得ポイントに。</p> <p>(5) 使用料金について。</p> <p>①施設のランニングコスト（電気、ガス、水道、補修費）をベースに計算し、負担をお願いする。建屋の償却までの負担は無理。</p> <p>②教室の平方メートル当たりの単価を計算し収容人数で教室ごとに設定。</p> <p>③特殊施設（調理室、創作室、陶芸がまなど）は別途コストを上乗せする。特に陶芸がま（生涯学習センター）は、かまの償却費、付属器具の費用と補修費を計算、陶芸グループと協議する必要がある。</p> <p>④近隣各市の料金体系を調査しておく。</p> <p>参考：八王子市生涯学習センター（クリエイトホール）学習室 午後（13～17）の場合（午前、夜間はこれより安い）</p> <p>1号教室（18名）1,700円、2号教室（63名）5,800、</p> <p>3号教室（16）1,500、4号教室（16）1,500、</p> <p>5号教室（30）2,800、6号教室（25）1,900、</p> <p>7号教室（36）4,000</p>
2	<p>東部運動広場の近隣に住んでおります。有料には、賛成です。現状無料ということですが、利用者にとっては無料のほうが良いとは思いますが、近隣住民にとっては運動広場自体の存在が非常に迷惑です。朝から夕方まで利用者的大声（罵声）やボールの蹴る音など非常にうるさく大迷惑しております。</p>

	<p>特に大人の利用者（サッカー、ラグビー）がひどいです。</p> <p>また、砂埃がひどく車はすぐに砂埃をかぶり白くなり、家も砂だらけになります。また、南側のキンモクセイの葉が落ち、毎週落ち葉を掃除しております。有料化することにより、砂埃の防止（芝生化、散水）、落ち葉の定期的な清掃（現在は、年1回）の回数増ができると思います。近隣住民には、運動広場のメリットは何一つもなく、デメリットのみです。</p>
3	<p>「減額・免除規定の見直し案」について 下記の基本的考え方については賛成。</p> <p>① 使用料の減額及び免除は、あくまでも特例の扱いとする。</p> <p>② 施設間での統一化を図る。</p> <p>しかし、「社会教育関係」についての案には、原則反対である。まず、「教育委員会が認める文化団体・スポーツ団体の連合組織」とは、何か。甚だあいまいであると言わざるを得ない。</p> <p>体育協会・文化協会を指していると思われるが、本当に連合組織といえるのか？また、加盟方法に問題はないのか？加盟について、市民に周知されているのか？例えば、体育協会は、「スポーツ振興・普及」が目的であり、加盟団体に、営利・非営利の是非は求めないとしている。</p> <p>体育協会・文化協会の考えに、異をとらえるものではない。しかしながら、そうした営利団体が、教育委員会が認める団体として、減額扱いになるのは、理解できない。市民にどのように説明していただけるのか。</p> <p>加盟団体の活動すべてを「減額」とするのではなく、「広く市民を対象とした行事・大会」「公共性の高い活動」に限定すべきと考えます。</p>
4	<p>今回、17年ぶりに公共施設料金見直しが行われることは、少子高齢化社会を迎え、毎年約10億円の財政不足が見込まれる現実を直視したものと思います。</p> <p>個々の公共施設は、その施設を設置した使用目的がありますが、17年の間にその使用目的を終えたもの、社会の変化によって見直しを要請されているものもあり、使用料金見直しと共に、施設そのものの改廃を含めた検討がなされるべきであると考えます。</p> <p>以上の観点から委員会報告(素案)についての私見を述べたいと思います。</p> <p>まず、使用料金設定の算定に人件費、減価償却費を含めることは施設の維持管理上当然であり、「平均単価を用いた同一単価」としたことは当市の広さ立地などの地理的条件からみて妥当と思います。</p> <p>次に、使用料負担についてですが、委員会報告のとおり「全て受益者負担</p>

	<p>とすることが妥当」という結論に賛成します。理由は、公共施設は維持管理に多大な経費がかかりますが、市民の全てが公平に利用する訳ではありません。利用する個々人が応分の負担をするのは当然です。中でも、スポーツセンター、テニスコートなどは利用したくても出来ない大多数の市民の負担の上に運営されていることを銘記すべきであります。</p> <p>また、地区センター内の浴場は、住居の浴室設置状況や民間浴場との競合などから見て、施設の設置目的を終えており、多大な経費を要することから考えても即刻廃止すべであると考えます。掘って立つ通達から既に35年が経過しております。少子高齢化など社会変化に対応した見直しが必要と考えます。</p> <p>次に、利用料金の減額・免除は委員会報告にもありますが「あくまでも特例の扱い」でなければならず、減免するのは市が主催する場合に限定すべきです。特例扱いとして「市長等が特に認める場合」とか「福祉対策関係団体等」「社会教育関係」などという曖昧な決め方は必ず抜け穴が出来、拡大解釈されます。少なくとも、この「等」とは誰を指すのでしょうか。明文化して限定する必要があります。</p> <p>団体の中には補助金を受けているところも有ります。全ての団体はドンブリ勘定的経営から脱却し、補助金は補助金、負担すべきものは負担するという会計原則に立った運営を確立すべきだと考えます。以上です。</p>
5	<p>昨日、プールに行ったところ、岐阜国体の地区予選(?)の団体貸切使用で入れませんでした。</p> <p>市民の健康増進のための施設が、土日の大事な日に使えない重大な問題に遭遇しました。</p> <p>国体のような一部のエリート層がこの施設を貸切で、しかも土日の家族の楽しみにしている時に使えないとは、もっての他と考えます!!私だけでなく家族連れで来ていた親子も残念がって帰って行きました。PPP制度の関係で運用は、ドームグループに白紙委任なののでしょうか?馬場市長の了承(許可?)をもらっていると係の方は仰っていましたが・・・</p> <p>国体の為に使えなくする施設が市民の為の健康増進スポーツ施設と言えるのか、説明を求めます。</p> <p>市民プールがロッククライミング地区予選大会の為に「開かずの間」になってこの2日間未使用だったのです。市は広報でこの件について、説明と謝罪をするべきです。</p> <p>日を改めて、市の担当窓口へ抗議に行きます。</p>

	<p>※ この施設は新座市に近く、多くの埼玉県市民も利用しています。利用料に差を付けていますが だれが、どんな証明で確認できるのか？不可能なのでは？？</p>
6	<p>そもそも公共施設使用料については昔から議論されてきた案件ではあると認識している。委員会には行政当局から詳細な料金算定の根拠となる資料が提供されている。いずれも理屈の森の迷路に入るような代物だ。また多くは行政当局の業務の正当性のアリバイ作りであり、市民サイドのこの種の質問を好む人たちの御要望に対応したものに過ぎない。</p> <p>しかし、今委員会の「報告書（素案）」の内容は誠に妥当で市民負担の公平性や最近の市財政の10億円の赤字体質から考えると当然であると考えます。</p> <p>いくつか具体的にあげれば、個別による料金単価の設定か同一の料金単価の設定かについてはおおよそ同一単価設定の方向付けに賛成する。また各個別施設毎の料金改定の方向も妥当であり賛成する。減免対象団体の改定案も妥当であり賛成する。このうちいくつかでも具体化する事は市民負担の公平性の観点からも望ましいと考える。決して少額だからと軽視してはならない。多くの市民は動向を見ている。</p> <p>委員会資料を見ると行政当局の能力は非常に高いと評価できるので、今までの経験や知識を生かし、市民に適切な知恵をぜひ貸して欲しいと願います。行政当局はアリバイ作りや、怠惰、不作為のためのいい訳に貴重な能力を浪費してはいけないと思う。</p> <p>最後に私から見ておかしな点をいくつか指摘すると例えば、テニスコートの稼働日を年間359日、一日の稼働時間を10時間で計算している。雨天日は年間80日くらいはあるし、朝8時のテニスに満員のお客を想定するのはおかしい。民間企業がこんな経営をしたらすぐ倒産するにちがいない。</p> <p>ちなみに、小平市の使用料は2時間1500円に対し当市は400円であるが他の近隣市に比較しても大変安い。利用者にとっては大変ありがたいが、財政的には全くナンセンスだ。しかも少額の使用料収入増では手間と人件費がかさむから不合理などの議論は実行しないための主張に見える。改善方法の工夫と努力が必要であり、少額の金の蓄積も財政健全化の早道のひとつだ。</p> <p>もう一点は まず、予約前日の夕方キャンセルは止める。少なくとももう1日前のキャンセル連絡にして利用させるべきだ。テニスコートが当日申込みの空きコート利用、会議室が当日空き室の利用を期待するのはそもそもおかしい発想だ。（利用者にとっては涙が出るほどありがたいが、実際に現地に行くと隣のコートがかなりの頻度で空いているのはおかしい事だ。） 以上</p>

7	<p>我々市民は、市にたいし税金を納めている。この税金が、本当に市民のために使われているのか、という疑念をもっている。</p> <p>今回の公共施設利用料の見直しについても、市民サービスの向上という点からして逆行するのではないか。我々が納めている税金を、こうしたところにもっと使うべきではないか。市は民間のような会社ではない。税金などを有効に使って、市民のために行政サービスをする機関である。市の収入が減っているからと言って、こうした市民サービスを低下させる利用料の引き上げは、納得いかない。他に見直すべきところがあるのではないか。</p> <p>確かに、利用料の基準、減免措置などを共通にするために見直すという、その面では納得できなくはないが、そのことにより市民負担が増すのは納得いかない。</p> <p>市の下水道料金や国保税などが相次いで値上げされており、家庭ごみの有料化も実施の方向だという。市民負担が増すばかりだ。年金や給与が減らされ、消費税も上げられそうだというなかで、これ以上の市民負担による各種利用料の見直しはやめるべきだ。</p> <p>また、パブリックコメントを求めたいのであれば、「検討委員会」（素案）を、凝縮してもいいし、要旨でもいいので市報などに掲載してほしい。</p>
8	<p>(素案)に反対します。</p> <p>理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各々の施設には、無料にしていた目的がある。すなわち、等しく市民の健康維持や社会参加、コミュニティーの醸成など、地方自治体の役割を達成するためである。にもかかわらず「歳入確保」だけを目的に、値上げとともに全施設を有料化することで「負担の公平」を云っているが、事実は利用できる者とできない者という不公平が生ずる。 2. 現行の維持管理費以外に新たに人件費、減価償却費を「歳入確保」のためとして利用料に押し込むことに反対。これでは、巷の私設と同じで、かえって歳出が増えることになる恐れがある。いつでも民間委託する準備と疑いたくなる。
9	<p>生涯学習センターと地域センターの利用料の違いについて</p> <p>私共〇〇勉強会は、西部地域センター創立以来適正な料金を納めて使用してきました。昨年から、会員の高齢化に伴い減免申請をしたところ認められ、感謝しつつ現在に至っています。</p> <p>生涯学習センターは、公民館時代から使用料は無料で、私共と同じような勉強会の皆さんは長期にわたり、その恩恵を受けて来られたことを羨やまし</p>

	<p>く思っていました。</p> <p>今回、受益者負担の観点から見直しをされるなら、ぜひ公平にお願いいたします。その上で、高齢者の団体に対しては一定の配慮をしていただければ幸いです。</p>
1 0	<p>1 意見(結論)</p> <p>(1) 無料施設[報告書(素案)7 ページ]の有料化はしない。</p> <p>(2) 減額・免除[同 9 ページ]は設置根拠法に照らして点検し、個々に判断する。</p> <p>2 報告書(素案)の基本姿勢について</p> <p>「受益」の言葉がたくさんある。社会保障・社会福祉・社会教育を設置目的に施設にふさわしくない考え方だと思う。市民同士のつながりを強めることの意義が強調されていることを考えれば「受益」などというのはもっての他、と思う。「公平性」も再三、登場する。市民のなかに「利用する人、しない人がある」から、ということだろうが、利用しない人をなるべく減らすようにするのが筋ではないか。どちらも、市民同士のつながりより、市の収入確保を重視している姿勢の表れではないのか。 以上</p>
1 1	<p>〇〇〇〇〇〇の健康づくり活動で、東部地域センターを利用しているものとして意見を述べさせていただきます。</p> <p>私たち〇〇〇〇〇〇は、「地域の人々ときずなを深め、医療・介護の事業と活動を広げ、安心して住み続けられるまちづくりを進めよう」を目標に活動をしています。</p> <p>具体的には、市民対象の健診、青空健康チェック、班会では自分たちで健康チェックをし、自分の健康状態を知り改善する活動などです。また、高齢者がなるべく寝たきりにならないような健康づくり活動に取り組んでいます。太極拳やセラバンド、ソーシャルダンスなどのサークルはそんななかから生まれ、楽しみながら健康増進に役立っています。</p> <p>このような活動ができるのも、私たちの団体が公共性があると認められ、利用料の減免措置を受けているからです。構成メンバーのほとんどが年金暮らしの高齢者です。利用料が有料になったら続けられるでしょうか。「素案」でも懸念していますが、利用者減少は免れないと思います。</p> <p>高齢者の居場所を取り上げるような愚はしないでほしいのです。</p> <p>今後ますます高齢社会は進み、「元気な高齢者」の居場所づくりが大きな課題になると考えられます。引きこもりをつくらないためにも、健康寿命を延ばし介護予防の観点からも、公共施設の使用料については今まで通り減免措置</p>

	<p>は残していただくよう要望いたします。</p>
1 2	<p>今回、公共施設使用料の有料化、値上げ、減免の見直しが検討されていることに驚きました。</p> <p>本来、公共施設は広く市民が活発で主体的な活動等ができるよう、会場を提供し、その活動を支え、促進することが目的と考えます。それは民間あるいは企業施設の利益を目的とするものとは異なるはずで、高齢者等をいじめるかのように、わずかなお金を取ることで市財政にどれだけ貢献するのでしょうか。高齢者等の活動を抑制し生きがいを奪うことになってしまいます。ぜひ、基本に立ち返り、本来の目的が達成できるよう、撤回して下さい。</p> <p>特に、高齢者を対象とした地区センター内の浴場やゲートボール場の有料化はやめていただきたい。「近くで広いお風呂に入れる」と楽しみに通っている高齢者が私の近所にも住んでいます。『いい取り組みだなあ、お年寄りにやさしいなあ』と感心した施策です。</p> <p>また、老人福祉法や障害者基本法などにもとづく団体への減免も継続していただきたい。もし、見直しがされたならば、会場確保が困難になり、回数を減らさざるを得なくなったり、活動がしぼんでしまいます。結果として、活気が失われた町になってしまいます。</p> <p>市民の文化的で健康な生活を保障し、生き生きと楽しく暮らせるよう、現行制度を後退することのないよう、お願いいたします。</p>
1 3	<p>今地域センターを利用し〇〇〇を描いています。60代から80代の女性の方達と一緒にやっています。夫を介護しながら、年金の一人暮らし80代の方、目の悪い人、耳の遠い人、夫を亡くし元気のない人など、色々な方達が参加しています。</p> <p>でも参加すると、夢中で描いて、いやな事も忘れ、お互いに評価し、仲間の人との会話、又、〇〇〇の後のお茶の時間、とても楽しみにしています。</p> <p>今減免で利用料は、払っていません。会費も極力低くおさえています。自転車にも乗れない方達は、20分以上歩いてくる方もいます。ミニバスが欲しいです。介護保険料も後期高齢者保険料も払っています。でも、お世話になっている方は、お1人くらいです。一人で、老夫婦で頑張っています。何年間使用料を見直していないといいますが、一人でも多くの高齢の方達が元気で楽しく参加出来る場所があるから頑張れる。元気な高齢者が増えれば、医療費が減るでしょう。目先のことだけを見ないで、何が無駄なのかお金の使い方をよく考えてほしいです。</p> <p>どうぞ、減免制度を無くさないで下さい。</p>

<p>1 4</p>	<p>公共の施設料金の値上げが根本にある、今回の素案については反対します。その理由として</p> <p>① 公共料金は原則無料とし、社会教育の場として提供すべきと考えます。豊かな市民生活を過ごすためにはみんなが集うことは大事な要素です。地域センターのお風呂、ゲートボール場や運動公園を使っている市民は、お年寄りや子どもたちです。その利用まで料金を取ってしまったら、お金がないと何もできないということになります。市では、お年寄りの余暇利用や子どもたちのスポーツなどの放課後利用を支えるべきと考えます。</p> <p>② 減免措置が大幅に後退しています。これでは使いたくても使えない市民や団体が増えていきます。たくさんの市民が団体登録し、会議室や集会室でサークル活動をしています。建物の減価償却費を加算して検討されたようですが、公共施設には似つかわしくない考え方です。市民の文化的な生活を守るために必要な経費としとらえるべきです。現在の減免措置を継続すべきと考えます。</p> <p>③ 素案作成について、利用団体や市民へのアンケート調査や聞き取り調査は実施されていません。このパブリックコメントだけでなく、担当課による説明会の開催はもちろんのこと、先にアンケート調査や聞き取り調査は必要です。</p> <p>直接市民生活に関わる利用料の値上げについてですので、たくさんの意見があります。これからでもおそくないので、少なくとも利用団体への説明会と聞き取り調査を実施して下さい。そして、パブリックコメントの意見と総合し、検討委員会で丁寧に審議されることを強く求めます。</p>
<p>1 5</p>	<p>私は、高齢者に対しても使用料を徴収することは反対です。現在通り無料として下さい。以下理由を手短に申し述べます。</p> <p>1 私は「〇〇」には素人ですが自分が中心になって、高齢者を対象とする「〇〇〇〇を読む会」を月1回開いています。原文を読む会です。7～80代の女性の方々10人と、この6月に百回目を迎えました。資料代と連絡費だけで月100円を少し出るくらいです。みな年金生活者なので、有料になるとすぐに会の存続が危ぶまれます。</p> <p>最新の2010年度分の集計によれば、厚生年金平均月額男171,291円、女103,797円、全平均は150,034円です。国民年金（基礎年金のみの人を含む）の平均は49,355円です。その後、11年度に0.4%、今年0.3%下げられました。今後3年間に2.5%、さらにその後マクロ経済スライドと称して毎年0.9%ずつ減らされる政策になっています。昨年月10万円だった年金額は前記の政策の結果16年度には95,</p>

	<p>485円になると試算されています。さらに物価指数の下落があれば、毎年でも年金引き下げは起きます。その上消費税の10%への引き上げです。高齢者の苦しい生活をお考えいただいて現行どおりに無料をお願いします。</p> <p>2 「使う人使わない人との公平性の観点」という論理についての意見 無料で使う人は得をするが、それでは使わない人は損をするではないか、それは不公平だから使う人には有料化でというのですが、それでいいのでしょうか。</p> <p>今までサークルなどの活動に参加しなかった人に積極的に参加してもらえるような施策が必要なのではないでしょうか。有料化するなど生涯学習に参加してもらえるような施策が必要なのではないでしょうか。有料化にするなど生涯学習に参加しにくい条件を課すべきではないでしょうか。いま孤独死・孤立死などが問題になっていますが、つながりの場を作るのに必要なことのひとつです。むしろ無料だから使いやすいよと、使う人を増やす努力を自治体はすべきでしょう。</p> <p>現行教育基本法には、新たに「生涯学習の理念」が「第1章 教育の目的及び理念」に加えられ、第3条（生涯学習の理念）は「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」となっています。生涯学習の場を誰でも使えるようにするために、高齢者の有料化に反対です。</p> <p>3 財政が中心の議論ですが、急ぐ必要のない大型道路の予算を減らすとか、イオンのための道路をやめるとかすればよいのではないのでしょうか。</p>
16	<p>1 まず当研究会の通常の活動からの実態に基づく実情を述べます。</p> <p>収入 会費 会員 12～13人、年額千円、12,000～13,000円</p> <p>支出 1) 研究会（月1回）の会場費400円（男女平等センター）～650円（生涯学習センターNo.3）（まだ0円） 研究会 他市市議等の講師の交通費1,000円～5,000円</p> <p>2) 東久留米市〇〇シンポジウム（年1回）今迄は市から講師謝礼の援助があったが、今年度は援助なくて会の自主主催となって、東大准教授・助教に各一万円支払、今回のシンポは過去の積立（カンパ）と今回のカンパ等でまかなった分赤字となった。</p> <p>以上の実情からして真剣に市の〇〇・〇〇・〇〇〇条例改定の研究会の維持イベントは会場費の支払いが困難な状況です。</p>

市民の文化、行政等の活動に対する市の姿勢として市民の活動を援助する方向で施設使用料は最低限でお願いします。

(2) 検討委員会の考え方

検討委員会では、公共施設使用料のあり方について素案をまとめ、この素案について、16名の方からご意見を頂きました。頂いた全てのご意見は委員で確認し、議論を加えました。

その結果、頂いたご意見は、検討の中で委員より課題提起され、委員会としての対応を意見集約した内容であるとの確認をいたしました。頂きましたご意見は、当委員会の検討範囲とそれ以外に大別いたしますと次のようになります。

【当検討委員会の検討範囲のもの】

① 受益者負担額設定のための総コストについて

■ご意見 使用料の設定に当たって、建屋の償却までの負担は無理。

●当検討委員会では、今後更に施設の老朽化は進み、これに伴う改修、補修にかかる経費の増加が懸念されることから算入することが妥当としたものです。

② 使用料の算出について

■ご意見 市民の文化、行政等の活動に対する市の姿勢として市民の活動を援助する方向で施設使用料は最低限でお願いします。

●使用料算出の考え方については、まず、市の共通業務運用指針に照らして検討し、公共施設の利用は「選択的」であり、なお且つ、「私益性」は強いものと判断し、全て受益者負担とすることが妥当としたところです。また、原価の把握については、施設類型ごとに検討を行い、客観的な視点で整理を行っています。

③ 使用料の使途について

■ご意見 有料化することにより、砂埃の防止（芝生化、散水）、落ち葉の定期的な清掃（現在は、年1回）の回数増ができると思います。

●使用料算定の見直し、減額、免除制度の見直しの結果、使用料収入が増収となった場合は、公共施設等整備基金に積み立て、後年度の維持補修経費に使用できる取り扱いにすることを提案しています。

④ 無料施設について

■ ご意見

- ・無料施設の有料化はしない。
- ・高齢者を対象とした地区センター内の浴場やゲートボール場の有料化はやめていただきたい。「近くで広いお風呂に入れる」と楽しみに通っている高齢者が私の近所にも住んでいます。『いい取り組みだなあ、お年寄りにやさしいなあ』と感心した施策です。
- 利用者の受益享受の観点からも、また、使用料を徴収している他の運動施設と利用状況を比べても、使用料を無料にしておく理由は見当たらず、有料化の方向で検討すべきものと結論付けました。ただし、使用料の設定の際は、利用率や行政サービスの低下を招かないよう考慮する必要があるとしています。

⑤ 減額・免除について

■ ご意見

- ・教育委員会が認める文化団体・スポーツ団体の「連合組織」については、加盟団体の活動すべてを「減額」とするのではなく、「広く市民を対象とした行事・大会」「公共性の高い活動」に限定すべきと考えます。
- ・利用料金の減額・免除は委員会報告にもありますが「あくまでも特例の扱い」でなければならず、減免するのは市が主催する場合に限定するべきです。特例扱いとして「市長等が特に認める場合」とか「福祉対策関係団体等」「社会教育関係」などという曖昧な決め方は必ず抜け穴が出来、拡大解釈されます。少なくとも、この「等」とは誰を指すのでしょうか。明文化して限定する必要があります。
- ・生涯学習センターと地域センターの利用料の違いについては、今回の受益者負担の観点から見直しをされるなら、ぜひ公平にお願いいたします。
- ・減額・免除は設置根拠法に照らして点検し、個々に判断する。
- ・今後ますます高齢社会は進み、「元気な高齢者」の居場所づくりが大きな課題になると考えられます。引きこもりをつくらないためにも、健康寿命を延ばし介護予防の観点からも、公共施設の使用料については今まで通り減免措置は残していただくよう要望いたします。
- ・老人福祉法や障害者基本法などに基づく団体への減免も継続していただきたい。もし、見直しがされたならば、会場確保が困難になり、回数を減らさざるを得なくなったり、活動がしぼんでしまいます。結果として、活気が失われた町になってしまいます。市民の文化的で健康な生活を保障し、生き生きと楽しく暮らせるよう、現行制度を後退することのないよう、お願いいたします。

- ・何年間使用料を見直していないといいますが、一人でも多くの高齢の方達が元気で楽しく参加出来る場所があるから頑張れる。元気な高齢者が増えれば、医療費が減るでしょう。目先のことだけを見ないで、何が無駄なのかお金の使い方をよく考えてほしいです。どうぞ、減免制度をなくさないで下さい。
- ・減免措置が大幅に後退しています。これでは使いたくても使えない市民や団体が増えていきます。たくさんの市民が団体登録し、会議室や集会室でサークル活動をしています。建物の減価償却費を加算して検討されたようですが、公共施設には似つかわしくない考え方です。市民の文化的な生活を守るために必要な経費としとらえるべきです。現在の減免措置を継続すべきと考えます。
- 現状を調査したところ、施設ごとに減額、免除規定の内容が異なり、市民に分かりにくい状況が生まれ、利用する人としらない人の公平性が大きく損なわれている現状となっています。本来、施設の使用料は、施設を利用する市民の方々が等しく負担して頂くことが、利用しない市民の方々の公平の観点からも必要なことであると考えます。
- 減額・免除の規定は、「あくまでも特例の扱い」といった基本的な考え方に即した見直しを行うが、地域社会に貢献しているなど、より公共性の高い活動に対しては、全庁的な共通事項の減額・免除の規定整理を行い、個別の規則等において該当すべき事項を列挙する方法とすべきとしています。

⑥ 激変緩和措置について

- ご意見 高齢者の団体に対しては一定の配慮をしていただければ幸いです。
- 施設使用料の見直しにより、利用率の低下や施設間での利用状況の偏りが生じないよう、一定の上限を定め激変緩和措置を講じることも必要としています。

⑦ その他

■ご意見

- ・今回の公共施設利用料の見直しについても、市民サービスの向上という点からして逆行するのではないかと。我々が納めている税金を、こうしたところにもっと使うべきではないかと。市は民間のような会社ではない。税金などを有効に使って、市民のために行政サービスをする機関である。市の収入が減っているからと言って、こうした市民サービスを低下させる利用料の引き上げは、納得いかない。他に見直すべきところがあるのではないかと。
- ・各々の施設には、無料にしていた目的がある。すなわち、等しく市民の健康維持や社会参加、コミュニティーの醸成など、地方自治体の役割を達成する

ためである。にもかかわらず「歳入確保」だけを目的に、値上げとともに全施設を有料化することで「負担の公平」を云っているが、事実は利用できる者とできない者という不公平が生ずる。

- ・ 公共料金は原則無料とし、社会教育の場として提供すべきと考えます。
- ・ 素案作成について、利用団体や市民へのアンケート調査や聞き取り調査は実施されていません。このパブリックコメントだけでなく、担当課による説明会の開催はもちろんのこと、先にアンケート調査や聞き取り調査は必要です。
- ・ 無料で使う人は得をするが、それでは使わない人は損をするではないか、それは不公平だから使う人には有料化でというのですが、それでいいのでしょうか。今までサークルなどの活動に参加しなかった人に積極的に参加してもらえるような施策が必要なのではないでしょうか。

【当検討委員会の範囲外のご意見】

これらのご意見については、行政に対して送付いたしました。

- ・ 特殊施設（調理室、創作室、陶芸がまなど）は別途コストを上乗せする。特に陶芸がま（生涯学習センター）は、かまの償却費、付属器具の費用と補修費を計算、陶芸グループと協議する必要がある。
- ・ 地区センター内の浴場は、住居の浴室設置状況や民間浴場との競合などから見て、施設の設置目的を終えており、多大な経費を要することから考えても即刻廃止すべであると考えます。掘って立つ通達から既に35年が経過しております。少子高齢化など社会変化に対応した見直しが必要と考えます。
- ・ テニスコートの稼働日を年間359日、一日の稼働時間を10時間で計算している。雨天日は年間80日くらいはあるし、朝8時のテニスに満員のお客を想定するのはおかしい。民間企業がこんな経営をしたらすぐ倒産するにちがいない。ちなみに、小平市の使用料は2時間1500円に対し当市は400円であるが他の近隣市に比較しても大変安い。利用者にとっては大変ありがたいが、財政的には全くナンセンスだ。しかも少額の使用料収入増では手間と人件費がかさむから不合理などの議論は実行しないための主張に見える。改善方法の工夫と努力が必要であり、少額の金の蓄積も財政健全化の早道のひとつだ。
- ・ 予約前日の夕方キャンセルは止める。少なくとももう1日前のキャンセル連絡にして利用させるべきだ。テニスコートが当日申込みの空きコート利用、会議室が当日空き室の利用を期待するのはそもそもおかしい発想だ。

10 委員の個別意見

適正な受益者負担のあり方の視点から使用料の見直しについて検討してきましたが、委員の方から次の個別意見があった。

- ・老朽化した施設の建て替えに際しては、廃止についての検討も必要である。
- ・集会室等が借りられない現状もあるので、施設の建設についても話し合う場がほしい。
- ・利便性の良い施設や新しい施設などは、利用率が高く、会議室等の予約をすることが難しいので、他の施設よりも使用料の割増しなどの措置を講じる必要もあるのではないか。

おわりに

社会情勢が目まぐるしく移り変わり、時代のすう勢もはかり知れない現代社会の中で、市民が求める行政サービスは多種多様化に加え高度化する傾向にある。行政は、こうした市民ニーズに応じていくために、努力を怠ることなく最善を尽くさなければならない。

市内地域には、大きく分類すると、コミュニティ、福祉、教育の公共施設が点在している。これらの公共施設は、それぞれに意図する目的を持ち設置されてきたが、だれもが住み慣れた地域で元気に生きがいを持って安心して暮らしていくための役割を担っている。

その役割は、市民の交流、健康の増進、学びの場として、地域の活性化への貢献度は高く、またその意義は多大である。

当検討委員会では、9カ月の間、各公共施設の使用料のあり方について検討を行ってきたが、委員一人ひとりが利用者の立場の視点と委員としての客観的立場の視点から、どうあるべきかを真剣に考え議論を交わした。

この結果、使用料の算出方法及び減額・免除規定の見直しが必要であるとの結論に至ったが、次期検討までの間、各施設の利用状況や使用料収入の状況に関し検証を行うことを求めることとする。

最後に、この報告書で述べたことは、当検討委員会の議論の集約としての総意であり、公共施設使用料のあり方についての結論を示すものであり、この我々の提言が今後の使用料の見直しに役立つことを願ってやまない。

東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会委員名簿

(敬称略)

委員長	佐藤 柳次郎	学識経験者
副委員長	大野 貴志夫	学識経験者
委員	栗林 弘	市民代表
委員	森 彰宏	市民代表
委員	梅本 富士子	施設利用団体代表
委員	土屋 正夫	施設利用団体代表
委員	小山 宏彦	施設利用団体代表
委員	田端 六郎	施設利用団体代表
委員	竹中 勝利	施設利用団体代表
委員	鹿島 宗男	市職員
委員	中島 哲	市職員(平成24年4月1日から)
委員	橋爪 和彦	市職員(平成24年3月31日まで)
委員	西川 昌彦	市職員
委員	荒島 久人	市職員

東久留米市訓令乙第154号

東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成23年10月15日

東久留米市長 馬場 一彦

東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会設置要綱
(設置)

第1 東久留米市が徴収する公共施設使用料について適正な受益者負担のあり方を検討するため、東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、その結果を東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

(1) 別表第1に掲げる公共施設の使用料に関する事項

(2) 別表第1に掲げる公共施設の使用料の減額及び免除に関する事項

(組織)

第3 委員会は、委員13名以内をもって組織する。

(委員)

第4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は選任する。

(1) 学識経験者 2名以内

(2) 市民代表 2名以内

(3) 別表第2に掲げる施設利用団体代表 5名以内

(4) 市職員 4名以内

(委員長等)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6 委員の任期は、委嘱又は選任された日から、市長に検討結果を報告する日までとする。

(会議)

第7 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見等を聴取することができる。

(謝金)

第8 委員会の委員のうち、第4の(4)に掲げる者を除き、予算の範囲内において定める額を謝金として支給する。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

1 この訓令は、平成23年10月15日から施行する。

2 この訓令は、第2の規定による市長への報告の日の翌日をもって、その効力を失う。

別表第1（第2関係）

地域センター（東部・南部・西部）
男女平等推進センター
市民プラザ
コミュニティホール東本町
地区センター（浅間町・野火止・八幡町・南町・滝山・ひばりが丘・大門町・中央町）
さいわい福祉センター
わくわく健康プラザ
児童館（滝山・けやき）
小中学校施設
スポーツセンター
生涯学習センター
青少年センター
野球場（滝山・白山）
テニスコート（市立・滝山・小山・堂阪・柳窪）

別表第2（第4関係）

東久留米市自治会連合会
東久留米市老人クラブ連合会
東久留米市身体障害者福祉協会
特定非営利活動法人東久留米市文化協会
特定非営利活動法人東久留米市体育協会

東久留米市公共施設使用料検討委員会日程及び検討内容

開催日	会議	主な検討内容
平成23年12月16日	第一回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書・任命書交付 ・市長より、調査検討報告依頼 ・委員長及び副委員長の選出 委員長 佐藤 柳次郎 副委員長 大野 貴志夫 ・公共施設使用料のあり方検討委員会設置の趣旨等について 事務局より説明
平成24年1月18日	第二回	<ul style="list-style-type: none"> ・東久留米市の財政状況について ・過去の使用料検討の経緯について ・片内検討報告書について ・各公共施設の使用料について 事務局より説明
平成24年2月21日	第三回	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料の算出方法について
平成24年4月19日	第四回	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料の算出方法について
平成24年5月18日	第五回	<ul style="list-style-type: none"> ・無料施設の取り扱いについて ・スポーツセンター等の使用料について
平成24年6月19日	第六回	<ul style="list-style-type: none"> ・減額・免除について
平成24年7月12日	第七回	<ul style="list-style-type: none"> ・減額・免除について ・地区センターのお風呂について ・使用料改定サイクルについて ・検討委員会報告書(素案)について ・パブリックコメントの実施について
平成24年8月9日	第八回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・検討委員会報告書(案)について ・報告書最終決定
平成24年8月28日		<ul style="list-style-type: none"> ・市長報告

23 東久財財発第 64 号
平成 23 年 12 月 16 日

東久留米市公共施設使用料のあり方
検討委員会委員長 殿

東久留米市長
馬 場 一 彦

東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会への
調査及び検討事項について（依頼）

東久留米市訓令乙第 154 号、東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会設置要綱第 2 により貴委員会に対して、下記のとおり調査及び検討し、報告するよう依頼いたします。

記

1 調査及び検討事項

- (1) 公共施設の使用料に関する事項について
- (2) 公共施設の使用料の減額及び免除に関する事項について

2 報告期限

平成 24 年 8 月末日

検討委員会で検討した各施設の条例及び施行規則

条 例	施行規則	対象施設
東久留米市地域センター条例	東久留米市地域センター条例施行規則	地域センター(東部・南部・西部)
東久留米市男女平等推進センター条例	東久留米市男女平等推進センター条例施行規則	男女平等推進センター
東久留米市市民プラザ条例	東久留米市市民プラザ条例施行規則	市民プラザ
東久留米市コミュニティホール条例	東久留米市コミュニティホール条例施行規則	コミュニティホール東本町
東久留米市地区センター条例	東久留米市地区センター条例施行規則	地区センター(浅間町・野火止・八幡町・南町・滝山・ひばりが丘・大門町・中央町)
東久留米市立さいわい福祉センター条例	東久留米市立さいわい福祉センター条例施行規則	さいわい福祉センター
東久留米市わくわく健康プラザ条例	東久留米市わくわく健康プラザ条例施行規則	わくわく健康プラザ
東久留米市立児童館条例	東久留米市立児童館条例施行規則	児童館(滝山・けやき)
東久留米市立小中学校施設使用条例	東久留米市立小中学校施設使用条例施行規則	小中学校施設
東久留米市スポーツセンター条例	東久留米市スポーツセンター条例施行規則	スポーツセンター
東久留米市立生涯学習センター条例	東久留米市立生涯学習センター条例施行規則	生涯学習センター
東久留米市立市民体育施設条例	東久留米市立市民体育施設条例施行規則	青少年センター、テニスコート(市立・小山・柳窪)
東久留米市都市公園条例	東久留米市都市公園条例施行規則	野球場(滝山・白山)、テニスコート(滝山・堂阪)

検討委員会で検討した使用料が無料の施設及び関連する条例

関連する条例	対象施設
東久留米市立市民体育施設条例	運動広場(東部・西部・南町)
東久留米市立市民体育施設条例	ゲートボール場(東本町・学園町・中央町・滝山・下里)
	白山調整池
東久留米市都市公園条例	野外訓練施設
東久留米市地区センター条例	地区センター内の浴場